

# 選挙人名簿の登録申出と再度確認を!

去る1月29日行なわれた総選挙では、選挙人名簿の不手際から大変ご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。

統一地方選挙（県の選挙、市の選挙）はもう間近ですが、今度こそあまりご迷惑をかけまいと、いまいっしょに整理しております。

たとえ選挙権があっても選挙人名簿にのっていないと投票することができないことは一般に知られていますが、いまいちどのっているかどうかをたしかめて下さるようお願いします。

また、来る3月1日現在でつくる名簿に登録するためには別項の手続を経なければならぬことになっており、現在の名簿を含めて完全なものにするためになお一層のご協力をお願ひいたします。

昭和42年2月5日 大館市選挙管理委員会委員長 竹内福哉

## ◎ 現在の名簿を特にみてもらいたい方 ◎

1. 選挙権があるはずなのに、1月29日の総選挙に入場券が行かなかった方
2. 入場券をもらったが、氏名や生年月日または現住所の違っていた方
3. 名簿から誤って抹消された方、名簿から洩れた方

## ◎ 新たに登録申出をしなければならない方 ◎

1. 申出期間～来る3月1日（3月2日以後になると9月につくる名簿にのる）
2. 申出の場所～市民課窓口（印鑑持参のこと）  
（註）他の市町村から転入した方は、前住所地の選挙管理委員会が発行する選挙人名簿に登録されているかどうかの証明書を添えて登録の申出をしなければならないが、3月の名簿にのるために昭和41年12月1日までに転入した者となります。

## 3. 登録資格要件

- ① 昭和42年3月1日現在で満20才以上になる方～つまり、昭和22年3月2日以前に生まれた方（年令要件）
- ② 昭和42年3月1日現在で満3ヶ月以上大館市の区域に住所がある方～つまり、昭和41年12月1日以前から引続いて市の区域に住所があること
- ③ 日本国で選挙権があること

## 4. 名簿の縦覧と閲覧

- ① 以上によってつくられた名簿は、3月11日から3月20日まで縦覧させ、3月30日に登録することになります。
- ② 選挙人名簿は、特別の期間を除いてはいつでも閲覧できますし、脱漏・誤載・誤記についても調査を請求することができます。